

フランス初等歴史教育における宗教の取り扱い

—歴史的事実の提示から宗教的次元の洞察へ—

平 田 文 子

はじめに

フランスにおいては、19世紀末に、教育をカトリックキリスト教会の支配下から脱却させ、国家に還俗させるという施策が第三共和政政府の下で行なわれた。後述するジュール・フェリー Jules Ferry (1832-1893) の教育改革である。この改革の結果、学校からの教会権力の排除とともに宗教教育すなわちカテキズム（教理教育）も学校から排除されることとなり、学校では教理教育と最も関連の深い道徳教育は世俗道徳及び公民教育として進められることとなった。このため、学校における宗教の取り扱いは、歴史教育において、フランスを長期にわたり支配してきた二つの権力、すなわち「王権」と「教会」という形で児童達に紹介され、「人類史における宗教的情操面」の取り扱いは殊更に除外されてきた。しかし、昨今のフランス社会における変化が歴史教育における宗教の取り扱いに変化をもたらすこととなった。

学校教育における宗教的情操教育に関して、日本においては終戦翌年の昭和21年(1946年)に「宗教的情操教育に関する決議」が第90回帝国議会憲法改正委員会で可決されたが、GHQの反対により「宗教的情操の涵養」の文言は排除された⁽¹⁾。しかしその後、この「宗教的情操性の涵養」は、昭和33年(1958年)の「道徳」の時間特設に当たって、「自然を愛し、美しいものにあこがれ、人間の力を超えたものを感じとることのできる心情を養うこと」と表出されたことを契機に、学校教育における必要性が求められ続け現在に至っている⁽²⁾。

石堂常世氏は、日本とフランスを比較して、学校教育の危機という事態を共通して抱える両国が、宗教的情操性の涵養という要請に直面して意外にも類似した方向性を指向していることを指摘した上で、しかしながらまた、その共通項も哲学的論及の点では、日本とフランスでは格段の相違があることを指摘している⁽³⁾。また「日本の学校に於ける宗教の位置づけの独自性」について、石堂氏は、日本では「宗教的情操性の涵養」といい、フランスでは「宗教的事実(ことがら)の教育」と表現するところが意味深いと述べる⁽⁴⁾。この「宗教的事実の教育」L'Enseignement du fait religieux とは、後述するレジス・ドゥブレ Régis Debray (1940-) の報告書で提示されたものである。

鈴木剛氏は、この「宗教的事実の教育」に関するフランス特有の「知識の伝達」方法に着目し、フランスにおいては、宗教はすでに科学(学問)の対象として確立しており、それ故にライック(宗教的中立性を堅持するフランス特有の信条)な環境の下で、それは教育の対象となり得ることを述べて

いる。それ故にフランスの学校では、教師が宗教的事実の伝達を学問としての的確に遂行する「教育的姿勢」が重要な意味を持っていると述べている⁽⁵⁾。

フランスにおける教育と宗教の関わりに関しては日本でも関心が高く、数多くの先行研究が成されているが、先述の石堂氏、鈴木氏の論文の他に、伊達聖伸氏の著作⁽⁶⁾がある。また、特に本稿とテーマ的に近い「学校と宗教教育」に関する研究は、『日仏教育学会年報』第11号（2005年）において大きく取りあげられている。同書においては、「学校と宗教教育」研究大会シンポジウム報告とともにベルナル・メルツ氏 Bernard Merts, ジャクリヌ・コスタ＝ラスクー氏 Jacqueline Costa-Lascoux, 石堂常世氏, 荻原克男氏, 相羽秀伸氏, 山口裕貴氏らの論文⁽⁷⁾が掲載されており、日本における「宗教的情操教育」に多くの示唆を与えている。

本稿では、初めに、フランスの教育における宗教の位置づけの歴史の変遷を概観する。次に歴史教育における宗教の取り扱いを検証する。その際、1985年、1995年、2002年（2007年一部追記）の小学校学習指導要領における歴史教育の内容を取り上げて、昨今のフランス社会の変化、特に青少年の心の荒廃と移民の増加による多宗教の問題に伴い、どのような変遷を遂げているかを検証する。

1. フランスの教育における宗教の位置づけ

(1) フランスの教育とキリスト教との関係

フランスにおける教育と宗教の関係はライシテ *laïcité*（世俗性とか非宗教性と訳される）⁽⁸⁾の歴史を辿ることでその内実が明らかになる。第三共和政初期（1870～1940）におけるジュール・フェリー Jules Ferry（1832-1893）の教育改革（1881年～1882年）以前においては、教育は、教会（カトリック教会）権力の支配下の下で行われていた。第三共和政当初の教会と国家の争いについてクリスチャン・ニック Christian Nique（1948-）は、学校を管理するということは子ども達の魂を管理することであり、それ故に学校教育を教会が担うということは、政治における教会の影響力を認めることとなる。政治における宗教的中立性を確保するためには、学校を市民の力だけに託す必要があったのだと述べる⁽⁹⁾。1882年3月28日法（フェリー法）は、司祭達に教育の監視や指導の権利を与えていたフェルー法の規定を撤廃し、学校でのカテキズム（教理教育）を禁止した⁽¹⁰⁾。

第三共和政初期の世俗化政策を研究した相羽氏によると、このようなジュール・フェリーによって打ち出された教育の世俗化は、順調に進んだわけではなく、当時初等教育局長であったフェルディナンド・ビュイッソン Ferdinand Buisson（1841-1932）の妥協策とも見られる小学校教則の提示によって実現したものである⁽¹¹⁾という。相羽氏は、ビュイッソンの小学校教則は、「教師の任務は軽率に神の名を口にするのこないように子供達に指導することであり、宗教の教義からは距離を置くこと」であったと述べる。ここには、それぞれの子どもが抱く信仰への配慮があり、現にフェリー法では、週一回日曜日以外に休日を設け、両親の希望に従って教会でカテキズムを受けられるように配慮している⁽¹²⁾。

信仰への配慮を講じてのフェリー法の成立であったが、学校から教会権力を除外する方策はその後

も段階を経て進められていった。1886年10月30日のゴブレ法では、世俗学校において聖職者を教師とすることを禁止した⁽¹³⁾。そして1905年に、「共和国はいかなる宗派も公認しない」という政教分離法⁽¹⁴⁾が成立した。

政教分離法以降のフランスの世俗学校では、宗教教育は行わず、道德教育に関しても神を語らずに子ども達の理性を發展させる道德教育へと転換することとなる。そして、1905年の政教分離法⁽¹⁵⁾から100年たった現在では、カトリック教会と国家の関係について、歴史学者・政治学者のルネ・レモン氏 René Rémond (1918-2007) は「カトリック教会は、社会に影響力を及ぼす権利を主張することをやめてしまった。教会は多元的な社会が自立性をもつことを正当と認め、その中に自らを位置づけることを受け入れた」⁽¹⁶⁾と述べる。

ルネ・レモン氏の言うように、フランスにおける政教分離体制は、フェリー法、ゴブレ法、政教分離法と段階を経て行われ、その後、学校での宗教教育・カテキズムは完全に排除され、学校における教会権力の影響は徐々に緩和されていくこととなった。特に、宗教教育・カテキズムと関連の深かった学校道德は、デュルケームの理論を基盤とした世俗道德に転換し、知識教育を中心とした公民教育へと移行していった。

(2) フランスの教育とイスラム教との関係

前節で述べたように、徐々に世俗学校におけるライシテの原理がゆるぎないものとなり、世俗学校と教会との関係が安定した頃、特に1980年代以降、新たに勃発した課題がライシテとキリスト教以外の宗教、特にイスラム教との関係である。フランスの国民統計センターとアメリカの調査研究所が共同で行った調査によると2011年現在のフランスにおけるイスラム教徒の人口はおよそ740万人であり、フランスの総人口の5.7パーセントを占めている⁽¹⁷⁾ということだ。世俗教育とイスラム教との衝突が明確化したのは、周知のとおり1989年を発端に勃発しているイスラムスカーフ事件⁽¹⁸⁾である。

国家と新しい宗教すなわちイスラム教との関係についてルネ・レモン氏は、ライシテの原理を擁立した1905年当時の課題は「ネーションと同じくらい古くから存在する宗教にお役目は済んだと申し渡すことだった」と述べ、「これに対して2005年に問われているのは、新来の宗教（イスラム教）をいかに社会に統合するかという問題だ」と述べる⁽¹⁹⁾。すなわち、学校でライシテの原則に従うことのない彼らに対して、どのようにフランス共和国の市民としての教育を施し、社会に統合していくかという問題である。ここには、授業における「宗教的事実の教育」を拒否するイスラムの児童・生徒の問題⁽²⁰⁾も孕んでいる。

2. 青少年の心の荒廃と宗教的次元の教育の必要性

1980年代以降の多民族・多宗教の時代の中で、フランスの学校における価値の教育は、児童の宗教的哲学的価値の多様性に直面して新たな課題を抱えている。ヨーロッパにおける宗教と社会、学校との関係を幅広く研究しているジャン＝ポール・ウィレーン Jean-Paul Willaine は、「世俗学校で免除さ

れた宗教の授業は、宗教の歴史や宗教の文化の授業へと進展していくように図られた」と述べ、「ヨーロッパ統合の傾向に応じて学校教育を受ける子どもの宗教的哲学的多様化の状況を考慮せざるをえなくなり、多様な宗教の歴史や文化の授業が増大する一方である」⁽²¹⁾ことを指摘している。そして、その頃から持ち上がってきたのは、青少年の心の荒廃を危惧する声である。世俗学校で免除された宗教の授業は、いつしか青少年を宗教に対して無知にしてしまっていた。ヨーロッパの世襲財産としての宗教建築・宗教芸術・宗教音楽といったことの背後にある人類が盲信してやまなかった宗教的側面を学校で教えることを放棄してきたこと、その結果、青少年の人文教養的素養を育成することを怠っていたという後悔の念である。

ウィレーンは、1989年の大学区長フィリップ・ジュタール Philippe Joutard の報告書が発端となり、宗教的側面の重要性が考慮され、当時の学習指導要領における文言の不充分さが指摘され、2002年のレジス・ドゥブレ Régis Debray (1940-) ⁽²²⁾ の報告書「世俗学校における宗教的事実の教育」*L'Enseignement du fait religieux dans l'école laïque* ⁽²³⁾ がその後のフランスの宗教と学校のあり方を決める重要な報告となったことを述べている ⁽²⁴⁾。ウィレーンは、ドゥブレの「人類の歴史の編成が、あるときは平和や近代性の要因となり、ある時は対立や破壊的な衝突、退化の要因となった。この人類の歴史に幅広い役割を果たした宗教の重要な要素にメスを入れなければならない」⁽²⁵⁾ といった文言に着目し、ヨーロッパ各国の歴史的遺産（宗教芸術・建築を含む）や国家的立場（宗教的要因を含む）を生徒達に提示し、生徒達に宗教に関する信仰以外のアプローチを創り上げることの必要性を述べている ⁽²⁶⁾。ウィレーンは青少年を宗教に対して無知にしてしまった結果、芸術における哲学的、倫理的世襲財産の理解は危機にさらされており、歴史と文化の宗教的次元 *les dimensions religieuses* ⁽²⁷⁾ を考慮した教育の必要性を強調している ⁽²⁸⁾。すなわち、ウィレーンは、ヨーロッパ各国の文明すなわち哲学的倫理的世襲財産には、人類が盲信して止まなかった神への思いが包含されており、そのような宗教的次元を理解することなしに歴史や文化を簡単に並べてしまっても、青少年の心を育成することはできないと述べているのだ。

3. フランス歴史教育におけるキリスト教の位置づけ

フランスの歴史教育にあっては、前述したライシテの状況からもわかるように、第三共和政以来、常に宗教的事実を中立的に捉える立場を取ってきた。第三共和政の初めから1960年代の「目ざまし活動」までのおよそ80年間にわたり歴史教育を支えてきた歴史家エルネスト・ラヴィス Ernest Lavisse (1842-1922) の歴史教科書は「宗教的徳目の不在が特徴の一つである」⁽²⁹⁾と古賀毅氏は述べる。ラヴィスの歴史教科書に見られるような宗教への中立的な態度は、古賀氏によると教科書における「16世紀宗教戦争」の扱いを見ることによって明確になるという。古賀氏は、「16世紀宗教戦争」は、ラヴィスの教科書ではカトリックキリスト教の危機というよりもキリスト教徒による祖国を分裂に向かわせるような行為として挙げられていると述べる ⁽³⁰⁾。すなわち政治史の中の宗教的事実という扱いである。

また、ラヴィスの教科書とともに第三共和政の時代から現在に至るまでのフランス市民の集団的記憶 *mémoire collective* の醸成に大きな役割を果たしてきた副読本『二人の子どものフランス巡り』*Le tour de la France par deux enfants*⁽³¹⁾は、初版が1877年であるが、「1905年に出た第327版からは神やそれに関するものへの言及がすべて削除されていた」⁽³²⁾こともあり、フランスの歴史地理教育における宗教への中立性は、徹底した視座に立ったものである。戦後、目ざまし活動時代 *activités d'éveil* (1969-1984) には、年表を無視し体験学習を取り入れる歴史教育を行ったが、その時代を経て、シュヴェーヌマン改革 (1985) による体系的・年代学的歴史教育の復活後も歴史教育における宗教的中立性の立場は、同様に維持されていた。

しかし、1989年のフィリップ・ジュタルの提言と2002年のレジス・ドゥブレの提言をきっかけに歴史教育における宗教の取り扱いに大きな変化が見られるようになった。すなわち、厳正にライシテを堅持しながらも、学校教育における人類史の宗教的次元の洞察が人類の残した遺産に深遠さを与え、青少年の人文教養的素養を養っていくと考えられたからである。

歴史教育の最終目的は人類の歴史を批判的客観的に見ることによって得られる人間としての「真理の要求」にある⁽³³⁾とするフランスの歴史教育は、宗教を客観的・批判的に見る視点を児童達に教授することを使命としている。そこで更に、人類史の宗教的次元の洞察を目標としているのであれば、学校現場で教師は宗教的次元を歴史教育でどのように児童達に提示しているのだろうか。以下に1985年以降の小学校学習指導要領の内容の変遷を検証する。

4. 学習指導要領改訂に見る宗教の取り扱い（1985～2007年）

(1) 1985年の学習指導要領

1985年の学習指導要領改訂⁽³⁴⁾は、当時の文部大臣であるジャン=ピエール・シュヴェーヌマン Jean-Pierre Chevènement⁽³⁵⁾ (1939-) による目ざまし活動下の歴史教育の抜本の見直しという意味で大きな意義がある⁽³⁶⁾。同学習指導要領の「歴史と地理の特質と目標」には、「歴史的遺産の理解 *connaissance de notre heritage historique*、フランスの政治的世襲遺産と文化的世襲遺産を同列に扱うこと、私達国民と私達の祖国の豊かさを明らかにすることがフランス市民の育成 *formation du citoyen francais* に必要不可欠である。歴史と地理は児童達の国家意識の芽生えに貢献する。それは、学習や旅行による発見や移民の人々との交友により、それぞれの文化の恩恵の重要性を認めることができるようにもする」⁽³⁷⁾と記されている。また、歴史と地理の「教育」のところには、「歴史においては、年表構成を提示するという年代学 *chronologie* は、出来事の日付 *dates* に支えられているが、その日付が指し示す出来事以上のことを理解させる。日付はその時代を性格づける政治的、軍事的、技術的、文化的な大変革を理解する方向へと導くのに役立つ」⁽³⁸⁾と記され更に、「フランスの歴史と地理が、ヨーロッパ及び世界に開かれていれば、多くの外国籍の子ども達の存在はしばしば思慮深い選択へと指導される」⁽³⁹⁾と記されている。

1985年当時においては、フランス市民育成に必要な教科としての歴史・地理は、フランス

の国家意識の芽生えを醸成し、そのことが移民の人々や外国籍の子ども達の文化の重要性をも認めることへと繋がるとされ、移民の増加に伴う多文化共存社会への配慮が示されている。この時点では、宗教に関する記述は「文化」の中に一括りにされ、特に取り上げて記されていない。

同学習指導要領の小学校中級科児童 *Cours Moyen* (日本の小学4・5年生) への歴史授業に関する項目の「フランスの起源」には、「ケルト人, ローマ人, ゲルマン人 (交流, 衝突, 融和)」と記されている⁽⁴⁰⁾。フランスの起源に不可欠と考えられるキリスト教化 *christianisation* の記述はない。1985年学習指導要領の歴史教育の主題が児童へのフランス市民としての共通の「記憶」*mémoire*, すなわち国家意識の醸成であるためには、「ガロ・ロマンのキリスト教化」及び「フランク王クロヴィスの洗礼」はフランス起源の歴史的事実として必要不可欠なはずである。しかし、ここでは取り上げられていない。1985年のシュヴェーヌマン改革は、第三共和政下の歴史教育をほぼ復活させた形となり、「政治的世襲遺産と文化的世襲遺産を同列に扱うこと」とされながらも、取り扱うべき内容項目を見ると、政治史としての色合いの濃い歴史教育が進められている。目ざまし活動下の非体系的・非年代的歴史教育を払拭し、体系的・年代的歴史教育を復活させるためには、やはり政治史を中心としなければならないと考えられた結果⁽⁴¹⁾からである。

同学習指導要領における中世以降の内容項目には、宗教的側面の扱いは二つしか見られない。一つは、「芸術と文化 (教会と信仰の役割)」⁽⁴²⁾で、教会・大聖堂などの宗教的建造物を紹介する中で、建築技術及び信仰生活の一面を説明することである。二つ目は、「宗教改革・宗教戦争」⁽⁴³⁾という項目であるが、ここでは政治史の上での取り扱いとなっており、宗教的次元の扱いは見られない。また、同学習指導要領においてはイスラム教・ユダヤ教などのキリスト教以外の宗教への言及は全く見られない。

(2) 1995年の学習指導要領

1989年に起きたイスラムスカーフ事件をきっかけにフランスの世俗学校における宗教の取り扱いに変化が見られてくる。同年の大学区長フィリップ・ジュタール *Philippe Joutard* の報告書以来、宗教的側面の重要性が考慮され、1985年のものを含む従来の学習指導要領の文言の不充分さが指摘された⁽⁴⁴⁾。1995年の学習指導要領⁽⁴⁵⁾においては、1985年の「フランスの国家意識の芽生えを醸成、年表構成を提示するという年代学 *chronologie* の重視」といった基本的な内容はそのまま踏襲されている。その上で児童達に教えるべき具体的な歴史的事実がより詳しく挙げられるようになった。たとえば、「中世の起源」として「ガリアのローマ化」「キリスト教化」*christianisation* 「イエス・キリスト以前」「クロヴィス」(496)とされ、1985年学習指導要領では見られなかった「キリスト教化」という項目が記された⁽⁴⁶⁾。「中世の歴史」に関しては、「シャルルマーニュとカロリング朝」「城と大聖堂の時代、農村の生活と都市の生活」「王の権威の明確化とフランスの王権の形成」との項目が記され、その具体例として「800年のシャルルマーニュの戴冠式、987年のフランス王ユーグ・カペーの戴冠式、ジャンヌ・ダルク」⁽⁴⁷⁾と記されている。次の「近世の時代と革命」では、「大きな発見、ルネッ

サンス、宗教戦争」「ルイ 14 世（1643-1715）と絶対王政、フランス社会と古典芸術」「フランス革命と帝政」の項目が記されている⁽⁴⁸⁾。

同学習指導要領においては、特に宗教に関する具体的な指導方法などは記されていないが、1985年学習指導要領にはなかった「ガリアにおけるキリスト教の普及」「クロヴィス」「戴冠式」といったフランスの起源に不可欠なキリスト教信仰の普及を示唆する内容を明記している。宗教的側面が取り上げられるきっかけとなった青少年の心の荒廃に焦点が当てられているためであろう。しかし、1989年に勃発したイスラムスカーフ事件が課題を提供しているにもかかわらず、この段階でもイスラムや他の宗教に関する記述は見られない。

(3) 2002 年、2007 年の学習指導要領

イスラムに関する記述が表れるのは 2002 年の学習指導要領⁽⁴⁹⁾からである。また、2002 年の学習指導要領は、『小学校で何を学ぶのか？』*Qu'apprend-on À L'École Élémentaire?* という本となり市販されている。これは、学校教育の方針に関する理解を教育関係者以外にも広めようという目的であろう。その後 2007 年の学習指導要領（2002 年の追記）においては、『新学習指導要領—保護者のための解説—』*Les nouveaux programmes enfin expliqués aux parents 2007, 2008,*⁽⁵⁰⁾ という本として市販され、児童の家族のための説明という意図がはっきりと記されている。また 2002 年、2007 年のものは内容が非常に詳しくなっており、ページ数が 1995 年の 49 ページのものとは比べて 2002 年が 288 ページ、2007 年が 304 ページとおおよそ 6 倍の量となった。

2002、2007 年学習指導要領においても基本的な指針は 1985 年のものを踏襲している。ただし、学習指導要領の序文に「要求の多い学校」と題して、昨今のフランス社会の変化と学校教育に求められる社会からの要求の多さと⁽⁵¹⁾、児童達の多様性への考慮が述べられ⁽⁵²⁾、次に「共有される学校文化」という題名のもとに、言語とフランス語、および市民育成教育の習得が初等教育における二つの大きな軸となることが記されている⁽⁵³⁾。この「多様性」には「多宗教」の意味も含まれているが、ここではっきりと公用語としてのフランス語の習得とフランス共和国市民としての市民性の育成が初等教育の二つの軸となっていることが強調されている。児童達の多様性を考慮しながらも、フランス市民としての価値の共有化が目指されているということだ。

歴史教育における宗教の取り扱いに関しては、2002 年のレジス・ドゥブレの報告がきっかけとなり、より詳しい記述となっている。1995 年学習指導要領から追加された「ガリアのキリスト教化」の項目が受け継がれ、「古代」の内容の中に「ガロ＝ロマン世界のキリスト教化」と記されている⁽⁵⁴⁾。「中世（476-1492）」の内容には、「この時代は、我々の祖国の起源が出来上がる時代であり、祖国の地域的独自性が出現した。ヨーロッパにおいても一方では領土や言語による差異が決定的となり、他方では宗教的統一性（キリスト教国）、文化的芸術的統一性の最初の形態が出来上がった」と記されている。すなわち、「ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の 3 つの大きな一神教が成立した時代である」ことを児童たちに提示することが記されており、イスラム教に関しては、「地中海南部で支配的

な、新しい、際立った文明を創ったイスラム教」として、「キリスト教とイスラム教は衝突するようになった。しかし同時に産物を交換し、考え方を交換するようにもなった」⁽⁵⁵⁾と記されている。1995年までには見られなかった「宗教的統一性」, 「イスラム教」の文言が加えられるようになった。

(4) 学習指導要領の変遷のまとめとして

学習指導要領の歴史教育における宗教の扱いは、1985年当時は政治史としての宗教的側面の扱いであったのに対して、1995年には、フィリップ・ジュタールの提言の下に「カトリック的フランス」という国民的意識としての宗教的次元が歴史教育の内容に取り上げられた。2002年の改訂からは、キリスト教に関する宗教的次元の扱いに対する記述が更に増え、また、イスラム教に関する言及と、三つの一神教（ユダヤ教・キリスト教・イスラム教）に関する言及がなされるようになった。1985年以降のここ20年間のフランス社会の変貌と宗教の取り扱いに関する哲学的論議が学校現場に落とされていく様子が明らかになった。しかし、キリスト教への言及に比べて、ユダヤ教、イスラム教における言及は少なく、それらの宗教に対しては、宗教的次元へのアプローチまでには至っていないものとなっている。ドゥブレの「人類の歴史に幅広い役割を果たした宗教の重要な要素」は「カトリック的フランス」に限定された形となっている。元々フランスの歴史にはイスラムの宗教的次元は存在せず、フランス共和国市民としての共通の記憶 *mémoire*（国家意識の醸成・市民性育成の基盤と考えられている）にはイスラム教が入る余地はないのであろう。このことが、世俗学校に通うイスラムの児童達には享受しがたい「宗教的事実の教育」となることは避けられない事態であろう。

おわりに

フランスでは、昨今の青少年の心の荒廃の問題と、フランス社会自体の変化、特にイスラム移民の増加を中心とした多民族・多宗教という社会的変化が、学校教育における宗教の取り扱いを変容させることとなった。フィリップ・ジュタールやレジス・ドゥブレの提起した青少年に人文教養的素養を育成するための「宗教的次元の教育」, 「宗教的事実の教育」という論究が学校現場にどのように落とされていったかを1985年以降の小学校学習指導要領の変遷を辿ることによって検証してきた。学習指導要領の歴史教育における宗教の扱いは、1985年当時は政治史としての宗教的側面の扱いであったのに対して、1995年には、フィリップ・ジュタールの提言の下にフランス史に不可欠なキリスト教信仰という扱いによる宗教的次元が歴史教育の内容に加わった。2002年の改訂からは、キリスト教に関する宗教的次元の扱いに対する記述が増え、更にイスラム教に関する言及と、三つの一神教（ユダヤ教・キリスト教・イスラム教）に関する言及がなされるようになった。このことは、日本の宗教的情操性を考えるうえでも多くの示唆を与えてくれると考えられる。日本の宗教的情操性の涵養が学校現場への方策として新たな展開を見出すことを庶幾する。

注(1) 衆議院議事速記録 29号「官報号外」昭和21年8月16日437頁。

昭和21年教育基本法第九条の原案は、「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない」とあった。(教育基本法要綱案—要綱草案—<http://www7b.biglobe.ne.jp~senden97/yokosoan1.html>) (2011年7月29日参照)。

- (2) 平成10年(1998年)小学校学習指導要領の改訂にあっても、「道徳」の内容項目の3に「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」との記述と、第5・6学年の内容の記載には「人間の力を越えたものに対する畏敬の念をもつ」とあり、平成20年(2008年)の改訂においても受け継がれている。〔小学校学習指導要領新旧比較対象表 平成10年版×20年版〕教育出版、2008、p.217)
- (3) 石堂常世「日仏学校教育における政教分離の展開と今日的傾向—日仏比較考察から見えてくるもの—」『白鷗大学論集』第19巻 第12号、2005a、p.136。
- (4) 石堂常世「日本の学校に於ける宗教の位置づけの独自性について」『日仏教育学会』第11号 2005b、p.47。
- (5) 鈴木剛「宗教的事実の教育に関する『教育的アプローチ』をめぐって」『日仏教育学会年報』第15号、2009、p.49。
- (6) 伊達聖伸『ライシテ、道徳、宗教学—もうひとつの19世紀フランス宗教史—』2010、勁草書房。
- (7) ベルナル・メルツ Bernard Merts「学校教育と宗教的事実」、ジャクリヌ・コスタ=ラスクー Jacqueline Costa-Lascoux「フランス的なライシテ」、石堂常世「日本の学校に於ける宗教の位置づけの独自性について—『ライシテ』問題のフランスとの類似点と相違点」、萩原克男「日本の公教育と宗教をめぐる問題—フランスを合わせ鏡として考える」、相羽秀伸「フランス第三共和政初期の世俗化政策と道徳教育—ジュール・フェリーの道徳理念と『神への義務』の問題—」、山口裕貴「カイヨワの遊戯論における教育的視座—世俗観念から遊戯を捉える—」、服部英二「学校教育と宗教—『ライシテ』とは何か—」、小泉洋一「フランスにおける公立学校教育と宗教—ライシテ原則下における『宗教』と教育—」『日仏教育学会年報』第11号、2005。
- (8) 第三共和政の初めの教会と国家との権力争いの激しい時代に、教会権力からの脱却の意味を込めて「非宗教性」を掲げる言葉が必要であり、1870年頃、「非宗教性・宗教的中立性」を意味する「ライシテ」laïcitéの言葉が登場する。フランスで辞書に初めてライシテの語が登場したのは1871年(Christian Nique, Laïcité, *Dictionnaire encyclopédique de l'éducation et de la formation* 3e Édition, 2005, Retz, p.561.)。ライシテは、この後のフランスにおける政治と教育の根本理念となる。
- (9) Christian Nique, Laïcité, Trois acteurs: L'Église, l'État, l'École, *Dictionnaire encyclopédique de l'éducation et de la formation* 3e Édition, 2005, Retz, p.560。
- (10) ジャン・ボベロ、三浦信孝・伊達聖伸訳『フランスにおける^{ライシテ}の歴史』2009、白水社、pp.76-80
- (11) 相羽秀伸「フランス第三共和政初期の世俗化政策と道徳教育—ジュール・フェリーの道徳理念と「神への義務」問題—」『日仏教育学会年報』第11号、2005、p.94。
- (12) フェリー法定の経緯に関しては、相羽秀伸氏の同書と伊達聖伸氏の前掲書を参照した。
- (13) Op.cit., Christian Nique, 2005, p.562。
- (14) ルネ・レモンは、1905年法の「政教分離法」は、「カトリックという宗教を国民のアイデンティティから切り離すという効果があったと述べる。
ルネ・レモン著、工藤庸子・伊達聖伸訳『政教分離を問いなおす—EUとムスリムのはざま—』2005、p.34。
1905年「政教分離法」に関しては、同書p.153。
1905年の「政教分離法(諸教会と国家の分離に関する法)」第二条「共和国はいかなる宗派も公認せず、俸給の支払い、補助金の交付を行わない。したがって、本法公布後の1月1日以降は、礼拝の実践に関するすべての支出は、国、県、および市町村の予算から削除される。ただし、施設付司祭の活動に関する支出や、公共施設において自由な礼拝を保障するための支出は予算に計上することができる。」(1905年12月9日)伊達聖伸訳。
- (15) 1901年7月、1903年4月、1904年7月、1905年12月と各段階の法令を経て徐々に政教分離の体制を整えていった。

- (16) ルネ・レモン, 前掲書, p. 36.
- (17) 2011年2月13日ラジオイランのニュース, <http://Japanese.irib.ir/index.php> (2011年7月26日参照)
- (18) 学校における世俗性(ライシテ)を掲げるフランス共和国の学校においてイスラム教の生徒がイスラム教特有のスカーフを着用して登校することが問題となり, 裁判になった事件, 1989年の事件を最初にその後度々起きている。
- (19) ルネ・レモン, 前掲書, p. 36.
- (20) Difficulté de l'enseignement du fait religieux, *Le Figaro*, 2010.5.4 <http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2010/05/04/> (2011年8月5日参照)
- (21) Jean-Paul Willaine, 'Religion et École', *"Dictionnaire encyclopédique de l'éducation et la formation"*, 2005, Rets, p. 867.
- (22) 文学者, 哲学者であり, 国務院 Conseil d'Etat の一員であった。(*Qui est qui en France, Dictionnaire Biographique de personnalités françaises*, 1993-1994.)
- (23) Régis Debray, Rapport de mission, *L'Enseignement du fait religieux dans l'école laïque*, 2002, <http://www.education.gouv.fr>.
- (24) Jean-Paul Willaine, Op. cit., 2005, p. 867.
- (25) Rapport de mission, Régis Debray, *L'Enseignement du fait religieux dans l'école laïque*, 2002, p. 5, p. 14.
- (26) Jean-Paul Willaine, Op. cit., 2005, p. 868.
- (27) ウィレーンは, ドゥブレが「宗教的事実の教育」と言っていることを受けて, 「社会の過去と現在をよりよく理解するために, 世俗学校が歴史と文化の宗教的次元を考慮に入れて教育を行わなければならないということが認められてきた」と述べている。Ibid., p. 868.
- (28) Ibid., p. 868.
- (29) 古賀毅「E. ラヴィスの歴史教科書にみる国民性育成教育の基本理念に関する研究」早稲田大学大学院教育学研究科博士論文, 2002, p. 2.
- (30) 同書, p. 7.
- (31) G. Bruno (Augustine Fouillée 1833-1923) によって書かれたフランスにおける地理的歴史的教養書としての副読本。初版は1877年。1950年までは学校教育の副読本として広くフランス人に愛され, シュヴェエスマン改革以降復活し, 最近では2000年, 2006年にも再版されている。
- (32) 磯部啓三「『二人の子供のフランス一周』について」『成蹊大学経済学部論集』第15号(2), 1985, p. 97.
- (33) François Audigier, *'Histoire'*, Philippe Champy et Christiane Étévé, *"Dictionnaire encyclopédique de l'éducation et la formation"*, 1994, Nathan, p. 495.
- (34) *Horaires, Programmes et Instructions pour L'École Élémentaire 1985*, Les textes officiels pour l'école primaire, <http://appy.ecole.free.fr>.
- (35) 経済学者, 政治学者, 文部大臣 (1984-1986), (*Qui est qui en France, Dictionnaire Biographique de personnalités françaises*, 2000.)
- (36) 拙稿「フランス初等歴史教育に見る市民性育成教育一目ざまし活動の失敗と展望」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要(別冊)』19号-1, 2011年9月。
- (37) Op.cit., *Horaires, Programmes et Instructions pour L'École Élémentaire 1985*, p. 17.
- (38) Ibid., p. 17.
- (39) Ibid., p. 17.
- (40) Ibid., p. 19.
- (41) 拙稿, 前掲書, 2011, p. 130.
- (42) Op.cit., 1985, p. 19.
- (43) Ibid., p. 19.
- (44) Jean-Paul Willaine, 'Religion et École', *"Dictionnaire encyclopédique de l'éducation et la formation"*, 2005, Rets,

p. 867.

(45) *Programme de L'École Primaire 1995*, Les texts officiels pour l'école primaire, <http://appy.ecole.free.fr>.

(46) *Ibid.*, p. 42.

(47) *Ibid.*, p. 42.

(48) *Ibid.*, p. 42.

(49) *Qu'apprend-on À L'École Élémentaire? Les nouveaux programmes, 2002*, <http://www2.cndp.fr/ecde/quaapprend/pdf/>.

(50) Régine Queva, *Les nouveaux programmes enfin expliqués aux parents 2007, 2008, École Élémentaire, 2007*, Hachette.

(51) *Op.cit.*, *Qu'apprend-on À L'École Élémentaire?* p. 46.

Op.cit., *Les nouveaux programmes enfin expliqués aux parents 2007, 2008*, pp. 7-8, ここには2005年4月23日の学校基本法と計画法の内容も付与され、より詳しい説明が成されている。

(52) *Ibid.*, 2002, p. 47.

Ibid., 2007, 2008, p. 8.

(53) *Ibid.*, 2002, p. 47.

Ibid., 2007, 2008, pp. 9-12.

(54) *Op.cit.*, 2002, p. 211.

Op.cit., 2007, 2008, p. 223.

(55) *Ibid.*, 2002, p. 212.

Ibid., 2007, 2008, p. 223.